

令和5年度第2回 独立行政法人労働者健康安全機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	令和5年9月13日 10:05～12:05
委員	竹内 啓博（公認会計士） 田極 春美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 遠藤 和夫（独立行政法人労働者健康安全機構監事） 藤川 裕紀子（独立行政法人労働者健康安全機構監事）
審議事項	1. 令和5年4月から令和5年6月までに締結した契約の点検・見直しについて
議事概要	1. 契約の点検・見直しについて 令和5年4月から令和5年6月までに締結した契約（1,363件）について、競争性の確保、コスト削減等の観点から点検すべき案件として選定した契約案件（5件）について審議。そのうち2件は継続審議となった。 【主な指摘事項】 ○随意契約 <ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル式歯科用 CT・パノラマ X線診断装置一式」について、入札公告を行ったものの機器の経年劣化による故障が生じて修理不能となり、緊急の必要により随意契約を行ったことは「やむを得ない」と思料される。当該機器のように長期間に亘って使用を続けるのであれば、部品の確保等、故障の際のリスク管理が求められる。 ・「産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの周知広報施策における出演者継続使用に係るマネジメント業務」に関し、出演者の継続使用に向けて、当該業者と契約する必要があることから、随意契約は「やむを得ない」と思料される。しかし、中小企業向けの周知広報施策として、費用対効果を適切に検証することが求められる。 ○一者応札・応募 <ul style="list-style-type: none"> ・「電気（電力供給に関する契約）」に関し、入札不調となった後に、入札条件を変更（契約期間の短縮）して、不調随意契約を締結したことは適切ではなく、条件を変更するのであれば当該入札は不調により終了とし、改めて緊急随意契約の調達手続きを行う必要があったと考える。今後の調達に際しては、他の労災病院の情報を適切に収集して、電力の安定供給の確保に努めることが一層求められる。 ・「手術・リハ・災害棟（仮称）新築工事設計業務」及び「令和5年度化学物質支援事業」については、次回の契約監視委員会で継続して審議を行うこととした。